

平成26年3月25日  
岡事指第1557号

障害福祉サービス事業者各位

岡山市保健福祉局長

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備  
及び運営に関する基準等を定める条例等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づく岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号。以下「条例」という。）及び法第80条第1項の規定に基づく岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第83号。以下「最低基準条例」という。）については，平成24年12月19日に公布され，平成25年4月1日から施行されました。

条例の内容としては，従来，厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが，本市が独自に定めた基準が含まれていることについては，平成25年3月26日岡事指第1214号でお知らせしたところです。今般，厚生労働省令の改正に伴い，条例を一部改正しましたので，お知らせします。運用に当たっては，これまでどおり次のことに留意し，適切に対応してください。

記

**1 本市独自基準以外の基準についての運用**

2に定めるもののほか，「条例」及び「最低基準条例」の運用に当たっては，「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第174号。以下「最低基準省令」という。）の運用のために発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日付け障発第1206001号。以下「基準省令解釈通知」という。）並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので，これらを踏まえて指定障害福祉サービス事業者は，適正な事業運営をすること。

**2 本市独自基準についての運用**

「条例」及び「最低基準条例」において本市独自に規定した基準等については，運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので，指定障害福祉サービス事業者は，別紙の留意事項を十分に確認の上，適正に事業を運営すること。

(別紙)

## 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に係る独自基準等の運用について

### 第1 総論

#### 1 申請者の要件

指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次に掲げる指定障害福祉サービスの種類に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

- (1) 病院により行われる療養介護
- (2) 病院又は診療所により行われる短期入所

<対象サービス>

全てのサービス（条例第3条）

#### 2 暴力団員の排除

障害福祉サービス事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、障害福祉サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であつてはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書及び役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。

ただし、平成25年4月1日において現に指定を受けている全ての障害福祉サービス事業者は、同日における当該指定に係る法人等の役員等について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨の誓約書及び役員等名簿を変更届に添付して市長に提出するものとする。

<対象サービス>

全てのサービス（条例第3条）（最低基準条例第3条）

### 第2 人員に関する基準

#### 1 管理者の資格要件

障害福祉サービス事業所の管理者については、その者の実績等から、当該事業所を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者であつて、次のいずれかに該当するものを充てなければならない。

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
- (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者
- (3) 企業を経営した経験を有する者（就労継続支援A型又はB型のみ）
- (4) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者
- (5) 次のいずれかの事業又は施設に常勤職員として2年以上従事した者

ア 病院又は診療所

イ 介護保険事業所又は施設

ウ 特別支援学校又は特別支援学級

エ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所又は保健所

オ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

カ その他市長が特に認める事業又は施設

<対象サービス>

- (1) 生活介護（条例第81条）（最低基準条例第35条）

- (2) 短期入所（病院又は診療所で行われるものを除く）（条例第101条）
- (3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（条例第144条，第155条）（最低基準条例第56条，第61条）
- (4) 就労移行支援，就労継続支援（A型・B型）（条例第166条，第176条，第189条，第196条）（最低基準条例第70条，第72条，第88条）
- (5) 共同生活援助（条例第199条・第203条の5）

### 第3 設備に関する基準

#### 1 宿泊型自立訓練の耐火・準耐火建築の義務付け

宿泊型自立訓練の建物については，最低基準省令で認められている例外規定を削除し，耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないこととした。ただし，平成25年4月1日において基本的な設備が完成している建物については，最低基準省令の例によることができることとしているが，この場合においても，平成25年4月1日より後に増築・改築等を行う場合には，耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないものである。

<対象サービス>

宿泊型自立訓練（最低基準条例第59条）

### 第4 運営に関する基準

#### 1 サービスの評価

提供された障害福祉サービスについては，目標達成の度合い及びその効果や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに，必要に応じてサービス利用計画の変更を行うなど，その改善を図らなければならない。

サービスの質の評価は，自ら行う評価に限らず，利用者や第三者などの外部の者による質の評価など，多様な評価の手法を用いて，様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また，より良いサービスの提供のために，その評価の結果を踏まえ，常にサービスの質の改善を図らなければならない。

<対象サービス>

- (1) 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護（条例第24条，第44条，第49条）
- (2) 療養介護（条例第59条）（最低基準条例第16条）
- (3) 生活介護（条例第95条）（最低基準条例第50条）
- (4) 短期入所（条例第106条）
- (5) 重度障害者等包括支援（条例第120条）
- (6) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（条例第150条，第160条）（最低基準条例第56条，第61条）
- (7) 就労移行支援，就労継続支援（A型・B型）（条例第173条，第187条，第192条，第196条）（最低基準条例第70条，第85条，第88条）
- (8) 共同生活援助（条例第200条の5・第203条の12）

#### 2 成年後見制度の活用支援

成年後見制度は，様々な障害により判断能力が十分でない者（知的障害者，精神障害者，認知症高齢者など）の財産管理や障害福祉サービスの利用契約などを，成年後見人等が本人に代わり行うことにより，このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

障害福祉サービス事業者は，適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が

必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域活動支援センター I 型や市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を利用することができるように支援しなければならない。

<対象サービス>

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（条例第 25 条、第 44 条、第 49 条）
- (2) 療養介護（条例第 62 条）（最低基準条例第 19 条）
- (3) 生活介護（条例第 95 条）（最低基準条例第 50 条）
- (4) 短期入所（条例第 110 条）
- (5) 重度障害者等包括支援（条例第 120 条）
- (6) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（条例第 150 条、第 160 条）（最低基準条例第 56 条、第 61 条）
- (7) 就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）（条例第 173 条、第 187 条、第 192 条、第 196 条）（最低基準条例第 70 条、第 85 条、第 88 条）
- (8) 共同生活援助（条例第 203 条・第 203 条の 12）

### 3 別居親族への訪問系サービスの提供の制限

別居親族に対するサービス提供については、原則として、禁止することとし、例外的に、離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定居宅介護等を受けなければ、必要な居宅介護等の見込量を確保することが困難であると市長が認めた地域に限り、その別居の親族に対するサービス提供を認めることとしたものであるが、その運用については、次のとおりとする。

- ① 市長が認める地域は、厚生労働大臣が定める地域（平成 18 年厚生労働省告示第 540 号）とする。
- ② 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の従業者に、当該従業者と当該事業所の利用者との関係が配偶者又は 3 親等内の血族若しくは 3 親等内の姻族に該当する者（以下「別居親族」という。）に対する居宅介護等を行わせる場合は、あらかじめ、別居親族に対する居宅介護等が認められるための要件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出なければならない。
- ③ 指定居宅介護等事業所の従業者は、当該従業者と当該事業所の利用者との関係が別居親族である者に対しての居宅介護等の実施が計画された場合は、直ちに、管理者及びサービス提供責任者にその旨を報告しなければならない。
- ④ 市長は、要件に反した居宅介護等が行われている場合のほか、いったん認めた別居親族に対する居宅介護等について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、介護給付を行わず、又は既に支払った介護給付の返還を求めるものとする。
- ⑤ 従業者が別居親族の居宅介護等に従事する時間の合計時間が当該従業者の居宅介護等に従事する時間の合計時間のおおむね 2 分の 1 を超えないという要件は、別居親族の居宅介護等が「身内の世話」ではなく「居宅介護等事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けたものである。指定居宅介護等事業者は、こうした趣旨を踏まえ、従業者と当該事業所の利用者との間に親族関係があるかどうかを確認するものとし、管理者及びサービス提供責任者に対して必要な指揮命令を行わなければならない。

<対象サービス>

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（条例第 28 条、第 44 条、第 49 条）

#### 4 運営規程の整備

- (1) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続  
当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続について定めておくこと。
- (2) 虐待の防止のための措置に関する事項  
「虐待の防止のための措置」については、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日付け障発第1020001号）に準じた取扱いをすることとし、障害福祉サービス事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。
- (3) 苦情解決体制の整備  
苦情解決体制の整備等事業所の運営に関する事項について定めておくこと。

##### <対象サービス>

- (1) 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護（条例第32条，第44条，第49条）（身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続を除く。）
- (2) 療養介護（条例第69条）（最低基準条例第7条）
- (3) 生活介護（条例第91条）（最低基準条例第36条）
- (4) 短期入所（条例第108条）
- (5) 重度障害者等包括支援（条例第122条）
- (6) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（条例第150条，第160条）（最低基準条例第56条，第61条）
- (7) 就労移行支援，就労継続支援（A型・B型）（条例第173条，第187条，第192条，第195条）（最低基準条例第70条，第85条，第88条）
- (8) 共同生活援助（条例第201条の3・第203条の9）

#### 5 研修機会の確保

障害福祉サービス事業所の従業者の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該事業所における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、当該研修には、障害者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また、作成した研修計画に従い、当該事業所内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

##### <対象サービス>

- (1) 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護（条例第34条，第44条，第49条）
- (2) 療養介護（条例第70条）（最低基準条例第25条）
- (3) 生活介護（条例第95条）（最低基準条例第50条）
- (4) 短期入所（条例第110条）
- (5) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（条例第150条，第160条）（最低基準条例第56条，第61条）
- (6) 就労移行支援，就労継続支援（A型・B型）（条例第173条，第187条，第192条，第196条）（最低基準条例第70条，第85条，第88条）

(7) 共同生活援助（条例第202条・第203条の11）

## 6 非常災害対策の充実

基準省令解釈通知に次の内容を加える取扱いとする。

障害福祉サービス事業者は、当該事業所の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該事業所における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

障害福祉サービス事業者は、非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の障害者、高齢者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該事業所において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力に努めるものである。

<対象サービス>

- (1) 療養介護（条例第72条）（最低基準条例第8条）
- (2) 生活介護（条例第95条）（最低基準条例第50条）
- (3) 短期入所（条例第110条）
- (4) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（条例第150条、第160条）（最低基準条例第56条、第61条）
- (5) 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）（条例第173条、第187条、第192条、第195条）（最低基準条例第70条、第85条、第88条）
- (6) 共同生活援助（条例第203条・第203条の12）

## 7 勤務体制の確保

基準省令解釈通知に次の内容を加える取扱いとする。

併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

<対象サービス>

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（条例第34条、第44条、第49条）
- (2) 療養介護（条例第70条）（最低基準条例第25条）
- (3) 生活介護（条例第95条）（最低基準条例第50条）
- (4) 短期入所（条例第110条）
- (5) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（条例第150条、第160条）（最低基準条例第56条、第61条）
- (6) 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）（条例第173条、第187条、第192条、第196条）（最低基準条例第70条、第85条、第88条）
- (7) 共同生活援助（条例第202条・第203条の11）

## 8 記録の整備

障害者に対する障害福祉サービスの提供に関する各種記録を整備し、その完結の日から少なくとも5年間保存しなければならないとしたものである。ここでいう「完結の日」とは、利用者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、自立支援給付の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する自立支援給付等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

<対象サービス>

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（条例第43条、第44条、第

49条)

- (2) 療養介護 (条例第77条) (最低基準条例第9条)
- (3) 生活介護 (条例第95条) (最低基準条例第50条)
- (4) 短期入所 (条例第110条)
- (5) 重度障害者等包括支援 (条例第123条)
- (6) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) (条例第150条, 第159条) (最低基準条例第56条, 第61条)
- (7) 就労移行支援, 就労継続支援 (A型・B型) (条例第173条, 第187条, 第192条, 第196条) (最低基準条例第70条, 第85条, 第88条)
- (8) 共同生活援助 (条例第203条・第203条の12)